

【R4年度 奈良県中小企業融資制度】  
奈良の木利用施設認定枠の概要

奈良の木利用施設認定枠は、奈良県融資制度のメニューの1つです。  
奈良県産木材の利用拡大及び人の目に触れる機会の増大を図るため、奈良県産材を一定量以上使用して、奈良県内で事業所等の新築・増改築を行い、創業又は事業拡大等を行うことを要件としています。県が保証料と利子を負担することにより、**無利子・無保証**で事業資金（運転資金・設備資金）の融資を受けていただくことができます。

融資や保証には、金融機関や奈良県信用保証協会の審査が必要です。審査内容により、認定を受けている対象者であっても融資や保証が決定されない場合や融資金額がご希望に添えない場合もあります。

■創業支援資金【認定枠】

- ・融資金利、保証料率がともに**0%**
- ・対象期間**7年**（うち1年据置）
- ・対象限度額は次のうち最も低い額
  - ①1,500万円
  - ②事業所等の建築に係る費用の3倍

■チャレンジ応援資金【認定枠】

- ・融資金利、保証料率がともに**0%**
- ・対象期間は**15年**（うち1年据置）  
※設備資金と運転資金を分割借入の場合、運転資金は10年  
※運転資金への使途は設備資金の1/3以下
- ・対象限度額は次のうち低い額
  - ①5,000万円
  - ②事業所等の建築に係る費用の3倍

■奈良の木利用施設認定枠 要件

◎対象施設

来客等に奈良県産木材の魅力を伝えられるよう、奈良県産木材を使って新築または増改築する店舗やオフィス等の事業所等が対象。専ら事業主体の従業員が利用する施設は対象外。

◎奈良県産材の利用量要件

奈良県産木材を内外装の見える部分に、**延床面積の30%以上かつ10㎡以上の面積分**を新たに使用すること。ただし、来客から見えないバックヤード部分（従業員着替え室等）は除外し、延床面積にも利用面積にも含まない。

増改築については、増改築した部分を対象に、上記要件を満たすこととする。

住宅付店舗については、店舗部分を対象に、上記要件を満たすこととする。

対象となる部材は、床、壁、天井材、階段、構造材、ルーバー、据え付け家具等。構造材については、見えている面積分を積算できる。ただし、表しの横架材については、天井側の面は除く。

■奈良の木を利用した事業所イメージ



【お問合せ先】

奈良県水循環・森林・景観環境部

奈良の木ブランド課

需要基盤強化係

TEL : 0742-27-7470 FAX : 0742-27-1070

<http://www.pref.nara.jp/27678.htm>